

諮問番号：令和7年度諮問第20号
答申番号：令和7年度答申第25号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、令和5年6月8日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁に申し出た品目のうち、自転車2台について盗難に遭ったため自立更生費として認められないのは納得できない。よって本件処分の取消を求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品

の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行わなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決(平24（行ウ）22号。賃金と社会保障 1615・1616号112頁）及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決（平27（行ウ）625号。賃金と社会保障1680号33頁参照）。

- (2) 本件についてみると処分庁は、審査請求人に対し、企業年金の収入について認定が漏れており、既に支給した扶助費に過払いが発生したことから、過払い相当額136,328円から自立更生費として認定した91,100円を控除した45,228円について、法第63条に基づき費用返還を求める本件処分を行ったことが認められる。
- (3) まず、要返還額の決定についてみる。法第63条のとおり、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされ、法第63条には、保護の実施機関が不当に高額の決定をした場合の返還義務も含まれているものと解されている。また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（2）ア（ア）のとおり、年金収入については、その実際の受給額を認定することとされている。

これを本件について検討すると、①令和2年8月27日、処分庁は、企業年金連合会老齢年金振込通知書を受領し、審査請求人が令和2年6月1日及び同年12月1日にそれぞれ6ヶ月相当分の企業年金34,082円を受給したことを把握したこと、②令和4年10月3日、処分庁は、企業年金連合会年金サービスセンター長より法第29条による調査に対する回答を受け、審査請求人が令和3年6月1日、同年12月1日及び令和4年6月1日に、それぞれ6ヶ月相当分の企業年金34,082円を受給したことを把握したこと、③処分庁は、令和2年6月分から令和4年5月分までの審査請求人に対する各保護決定時に、収入認定に漏れがあり、審査請求人の企業年金合計136,328円を収入認定できていなかったこと、④処分庁は、本件処分にあたり、認定漏れのあった企業年金136,328円を収入認定し、審査請求人へ支弁した保護費1,688,270円を比較し、要返還額を136,328円と決定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁が決定した要返還額は、法第63条及び次官通知第8の3（2）ア（ア）に照らし、著しく妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(4) 次に、返還請求額の決定についてみる。生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1（1）のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額（警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合）及び当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について、返還額から控除することが可能であるとされている。

これを本件について検討すると、①令和5年2月8日、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生〔費〕について説明し、生活必需品等の購入の有無を確認したこと、②処分庁は、同年3月3日〔10日〕付けで、返還決定額を136,328円とする令和4年12月15日付けの法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「先行処分」という。）を取り消したこと、③令和5年3月14日、処分庁は、ケース検討会議を行い、審査請求人の自立更生費に係る申出に対し、自立更生のためのやむを得ない用途と認定し、本件処分を行うことを決定したこと、④同月17日、審査請求人は処分庁に対し、自立更生のために要した品目（自転車3台分を含む）を記載したメモを提出したこと、⑤同年6月1日、処分庁は、自立更生にかかる自転車等の物品の確認のため、審査請求人宅を訪問したこと、⑥処分庁は、審査請求人からの申出等を踏まえ、自立更生費として自転車1台分とその他の物品に係る費用の合計91,100円を認定し、同月8日、前記（3）のとおり算定した要返還額から自立更生費を控除のうえ、返還請求額を45,228円と決定し本件処分を行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、自立更生費の取扱いについて審査請求人に対し説明したうえで、審査請求人からの自立更生費に係る申出に対し、組織的な検討及び審査請求人宅への訪問を経て、自立更生費の額を決定したことが認められるため、処分庁の判断の過程に違法又は不当な点はない。

また、審査請求人は、処分庁に申し出た品目のうち、自転車2台について盗難に遭ったため自立更生費として認められないのは納得できない旨主張する。しかしながら、審査請求人が本件処分に至るまでに、盗難に遭ったとする当該自転車2台について、警察に遺失届が出されたか否か本件事件記録からは判然としない。そうすると、平成24年課長通知1（1）に照らし、当該自転車2台の消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合と処

分庁が認めることは困難であるといえ、自転車3台に係る費用の控除を求める審査請求人の申し出に対し、本件処分において、自転車1台のみを自立更生費として認定した処分庁の判断が著しく妥当性を欠くものとは認められないことから、審査請求人の主張は採用できない。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分の違法性を左右するものではないものの、本件処分の理由提示について疑義があるため、以下付言する。

不利益処分の名宛人に対し処分の理由の提示が求められる趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）の便宜を図ることにあると解される。そして、理由付記の程度については、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決すべきである。

本件では、審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。しかしながら、本件処分通知書において、根拠となる法令及びその適用関係が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

(6) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和7年8月28日	諮問の受付
令和7年8月29日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月12日 口頭意見陳述申立期限：9月12日
令和7年10月31日	第1回審議
令和7年11月26日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、

その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、第2項において「民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。また、法第5条は、「(前略)この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第61条は、被保護者の届出の義務につき、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。

(3) 法第63条は、費用返還義務について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

(4) 次官通知第8の3(2)ア(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と、第8の3(2)ア(イ)は、収入を得るための経費について、「(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(5) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の1(4)アは、「恩給法、厚生年金保険法(中略)等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。(後略)」と定めている。

なお、局長通知は、処理基準である。

(6) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日

社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。)第8問40は「局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。」との問に対し、答(2)クにおいて「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」と記している。

- (7)平成24年課長通知1(1)は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定め、その①において、「本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。」と、その④において「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額(後略)」と記している。

また、1(2)においては、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、「(前略)定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取り扱うこと。」とし、その(ア)③において「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1)令和2年1月9日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2)令和2年6月より、審査請求人は企業年金連合会より老齢年金年額68,164円(年2回6月、12月各期月34,082円支給)を受給した。
- (3)令和2年8月27日、処分庁は審査請求人から企業年金の振込通知書の提供を受けた。当該通知には、令和2年6月1日、令和2年12月1日に34,

082円ずつ支払を行う旨の記載がある。

- (4) 令和3年12月3日、処分庁は審査請求人に対し、令和2年4月から記帳されている銀行預金通帳のコピーの提出を依頼した。これに対し審査請求人が預金通帳の提出を行ったかどうかは不明であるが、同日、審査請求人は収入申告書を提出している。
- (5) 令和4年8月26日、処分庁は審査請求人に対し令和2年1月の保護開始から令和4年5月まで企業年金（1か月あたり5,680円）の収入認定をしていなかったとして、審査請求人に対し約160,000円を返還すべきこと及び、令和4年6月分から収入認定を行ったため、同年9月、10月分の保護費が減額となることを説明した。
- (6) 令和4年9月22日付けで、企業年金連合会年金サービスセンター長は処分庁に対して、審査請求人の企業年金に係る法第29条照会への回答を行った。回答には、審査請求人が令和2年6月から年2回、企業年金として34,082円を支給されている旨が記載されていた。同年10月3日付けで処分庁はこれを受領した。
- (7) 令和4年12月1日付けの計算シートで、処分庁は審査請求人の法第63条に基づく返還金の計算を行った。
- (8) 令和4年12月15日付けで、処分庁は審査請求人に対し、136,328円の返還決定〔先行処分〕を行った。
- (9) 令和5年2月8日、審査請求人が処分庁に来所した。処分庁担当者は、法第63条の返還金の説明を再度行った後、自立更生費の説明を行い、生活必需品や電化製品等の購入の有無を確認した。なお、審査請求人は領収書を一切保有していないとのことであった。
- (10) 令和5年3月10日付けで、処分庁は、返還額決定過程に瑕疵があったとして、先行処分を取り消した。
- (11) 令和5年3月13日、審査請求人は購入品目が記入された用紙を提出し、同月17日に自転車の台数を追加して再提出した。当初提出された用紙における購入物品の内訳は、冷蔵庫10,000円、自転車2台38,000円、DVDTV10,000円、IHジャー5,600円、電気コンロ4,500円、電気敷毛布2,500円、ナショナルクッキングセンター〔すき焼き用・焼き肉用鉄鍋付〕9,000円、ラッセルホブスTケトル14,000円、LED5個5,000円、卓上スタンド2台9,000円とのことであった。
なお3月17日に再提出された購入品目において審査請求人は自転車について3台、計56,000円分を購入し、またLED5個について7,500円分を購入したと修正して記載したものである。これについて、処分庁は、審査請求人より、自転車が2回盗難に遭ったため、計3台購入した旨の説明を受けた。

- (12) 令和5年3月14日、処分庁は、ケース検討会議において自立更生費を認定の上、再度、返還金の決定を行うことを決定した。また、同月24日、令和2年6月から令和4年1月までに支弁した保護費を1,688,270円と、返還対象額を136,328円と算定した。
- (13) 令和5年6月1日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、審査請求人が報告した購入品目(電化製品・自転車等)について、現物確認を行った。
- (14) 令和5年6月8日付けで、処分庁は本件処分を行った。本件処分の通知の記載内容は「返還対象額 136,328円」「返還免除額 91,100円(実施要領第8問40答(2)ーク)」「返還決定額 45,228円」「返還の理由 企業年金収入の認定漏れにより扶助費に過支給が生じたため」というものであった。
- (15) 令和5年9月4日、審査請求人は本件審査請求を行った。
- (16) 令和5年11月17日、審査請求人は処分庁に対し、盗難されたと主張していた自転車2台が発見された旨を報告した。

3 判断

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還金額の決定を行うに際し、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、適切に裁量を行使しなければならないのであって、誤認等によって判断の基礎とされた事実の基礎を欠くこととなる場合や、事実に対する評価が合理性を欠くこと等により返還金額の決定が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠く場合には、裁量権の範囲の逸脱又は濫用として当該処分は違法となるというべきである(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決(平24(行ウ)22号。賃金と社会保障1615・1616号112頁)及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決(平27(行ウ)625号。賃金と社会保障1680号33頁参照)。

(2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人に対し、企業年金の収入について認定が漏れており、既に支給した扶助費に過払いが発生したことから、過払い相当額136,328円から自立更生費として認定した91,100円を控除した45,228円について、法第63条に基づき費用返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(3) まず、要返還額の決定についてみる。法第63条のとおり、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされ、法第63条には、保護の実施機関が不当に高額の決定をした場合の返還義務も含まれているものと解されている。また、次官通知第8の3(2)ア(ア)のとおり、年金収入については、その実際の受給額を認定することとされている。

これを本件について検討すると、①令和2年8月27日、処分庁は、企業年金連合会老齢年金振込通知書を受領し、審査請求人が令和2年6月1日及び同年12月1日にそれぞれ6ヶ月相当分の企業年金34,082円を受給済及び受給予定であることを把握したこと、②令和4年10月3日、処分庁は、企業年金連合会への法第29条による調査に対する回答を受け、審査請求人が令和3年6月1日、同年12月1日及び令和4年6月1日に、それぞれ6ヶ月相当分の企業年金34,082円を受給したことを把握したこと、③処分庁は、令和2年6月分から令和4年5月分までの審査請求人に対する各保護決定時に、収入認定に漏れがあり、審査請求人の企業年金合計136,328円を収入認定できていなかったこと、④処分庁は、本件処分にあたり、認定漏れのあった企業年金136,328円を収入認定し、審査請求人へ支弁した保護費1,688,270円を比較し、要返還額を136,328円と決定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁が決定した要返還額は、法第63条及び次官通知に沿って判断されたもので、違算も認められず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(4) 次に、返還請求額の決定についてみる。平成24年課長通知1(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額(警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合)及び当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について、返還額から控除することが可能であるとされている。

なお、平成24年課長通知1(2)においては、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、「(前略)定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると(中略)厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取り扱うこと」とし、その(ア)③において「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害などの本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められない」と記載されているのであり、遡及年金収入に対する控除については本人の責めによらないやむを得ない事情が必要とされる。

これを本件について検討すると、①令和5年2月8日、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生について説明し、生活必需品等の購入の有無を確認したこと、②処分庁は、同年3月10日付けで、返還決定額を136,328円とする令和4年12月15日付けの法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消したこと、③令和5年3月14日、処分庁は、ケース検討会議を行い、審査請求人の自立更生費に係る申出に対し、自立更生のためのやむを得ない用途と認定し、本件処分を行うことを決定したこと、④同月17日、審査請求人は処分庁に対し、自立更生のために要した品目(自転車3台分を含む)を記載したメモを提出したこと、⑤同年6月1日、処分庁は、自立更生にかかる自転車等の物品の確認のため、審査請求人宅を訪問したこと、⑥処分庁は、審査請求人からの申出等を踏まえ、自立更生費として自転車1台分とその他の物品に係る費用の合計91,100円を認定し、同月8日、前記(3)のとおり算定した要返還額から自立更生費を控除のうえ、返還請求額を45,228円と決定し本件処分を行ったことが認められる。

以上のとおり、処分庁は、自立更生費の取扱いについて審査請求人に対し説明し、審査請求人からの自立更生費に係る申出に対し、審査請求人宅への訪問及び購入物品の現物確認を経て、組織的かつ具体的に検討を行った上で、自立更生費を控除した要返還額を決定したことが認められる(なお、購入物品につき市場価格と照合するなどの対応を行うことがより適切であったが、結果として購入物品の一般的な市場価格との重要な相違は認められない)。よって、このような決定に基づく本件処分は、事実誤認等によりその判断の基礎を欠く、あるいは、法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであるとは認められず、したがって裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとはいえない。また、本件処分を不当と評価すべき他の事情も認められない。

なお、審査請求人は、処分庁に申し出た品目のうち、自転車2台について盗難に遭ったため自立更生費として認められないのは納得できない旨主張

する。しかしながら、審査請求人が盗難に遭ったと主張する当該自転車2台について、本件処分時までに警察に遺失届が出され受理された旨の証拠はない（仮に審査請求人の主張のとおり、本件処分後に自転車2台が発見されて現物確認可能となったとしても、本件処分後の事情に過ぎず、本件処分の評価を左右する事情とは認められない。）。

そうすると、平成24年課長通知1（1）に照らし、本件処分時において、当該自転車2台の消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合と処分庁が認めることは困難であり、現物確認も不可能だったのであるから、自転車3台に係る費用の控除を求める審査請求人の申し出に対し、自転車1台のみを自立更生費として認定した処分庁の判断が、事実誤認等によりその基礎を欠く、あるいは著しく妥当性を欠くものとは認められない。

(5) 以上を踏まえると、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

1 本件処分の原因について

本件処分の原因は、処分庁が令和2年に審査請求人より企業年金連合会老齢年金振込通知書を受領していたにもかかわらず、収入認定を失念していたことにある。

法第63条は本来、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。しかし、年金収入については、次官通知第8の3（2）ア（ア）により、その実際の受給額を収入認定することとされており、また、そこから控除される自立更生費について、平成24年課長通知1（2）に記載されているように、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して対応することが求められている。これらの通知に従う限り、保護金品の受給につき悪意のない年金受給者でも、その資力や自立更生費等を考慮した上でなお、現存利益を超える返還を要求されることが起こりうる（民法第703条も参照）。このように、法第63条に基づく費用返還決定処分は、生活保護受給者に対し、遡及的な影響を伴って、相応の金銭的・事務的負担を強いる結果となりうるものである。本件では、審査請求人は、企業年金の振込通知書を当初より提出していたのであり、処分庁は法の趣旨に鑑み、このような収入認定について遺漏のないよう

十分な注意を払うことが求められる。

2 本件処分の理由付記について

不利益処分の名宛人に対し処分の理由の提示が求められる趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）の便宜を図ることにあると解される。そして、理由付記の程度については、当該処分の根拠法令等の規定内容、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決すべきである。

本件では、審査請求人は、本件審査請求を行い、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。しかしながら、本件処分通知書において、根拠となる法令等及びその適用関係が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

3 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続においては、令和5年11月20日に処分庁に対して反論書が送付されたものの、令和7年8月6日に審理員が審理手続終了を通知するまで1年8か月を要している。処分庁に反論書の送付後再弁明がないかどうかを確認することは容易であり、約1年8か月の間手続を停止させる理由にはならない。審査庁においては、行政不服審査法第28条の趣旨に沿って、迅速かつ公正な審理の実現のため、審理手続を組織的、計画的に進行させるべく工夫、努力するとともに、処分庁もこれに協力することが求められる。

大阪府行政不服審査会第1部会
委員（部会長） 一高 龍司
委員 渋谷 麻衣子
委員 酒井 貴子